

一般社団法人日本障害者歯科学会
症例報告を含む医学論文および学会発表における患者プライバシー保護に関する指針

臨床研究における患者のプライバシー保護は医療従事者に求められる重要な責務である。医学論文や学会において発表される症例報告は医学と医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。その一方で、症例報告は、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が含まれることが多い。そのため、症例報告では個人情報保護法および関連法令等を遵守し、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

日本障害者歯科学会は、会員に対して、症例報告を含む医学論文および学会発表において以下の患者プライバシー保護に関する指針を遵守することを求める。

- 1) 患者個人の特定が可能な情報(氏名、患者番号、イニシャル、呼び名、あだ名など)は記載しない。
- 2) 原則として患者の住所は記載しない。但し、記載する必要がある場合は、郡市区までに限定して記載することを可とする。(00 県、00 郡、00 市など)
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他施設で診療歴がある場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は最小限の記載をしてもよい。
- 6) 患者の家族に関する情報を記載する場合には、家系および親の職業も含めて、患者を特定することのできないよう配慮する。
- 7) 顔写真を提示する際には目を隠す。以上のほか、個人を特定できるものは配慮する。
- 8) 写真および放射線画像写真やビデオに顔貌を掲載する際には目を隠すなど、個人が特定されるリスクを最大限回避する。3次元エックス線 CT や MRI など顔貌がわかる画像においても同様に配慮する。眼など顔の一部の症状を示す場合は、顔全体が分からないよう拡大写真とする。
- 9) 臨床検査データや画像情報に含まれる症例を特定する番号などは削除する。

以上の規定に部分的にも抵触せざるを得ない場合、極めて希少な疾患(症候群を含む)あるいは以上の配慮をしても臨床経過等から患者が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または患者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者で、両者の生活の実質や精神的共同関係から見て、患者の最善の利益を図りうる者)から得ることとする。これが不可能な場合には学会の倫理審査委員会の審査を受ける。取得した同意書は本学会倫理委員会からの求めに応じて提出できるように厳重に保管する。保管すべき期間は、論文等の発表から5年間とする。その他、患者プライバシー保護の観点から重要な問題が生じる可能性がある場合には倫理審査委員会の承認を得る。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)3月23日、令和3年6月30日施行)による規定を遵守する。

(令和3年6月19日理事会承認、令和3年6月30日より施行)